

公 示 送 達 書

令和 8 年 7 月 9 日

大阪市長 横山 英幸

下記の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、地方税法第20条の2の規定に基づき公告します。

当該送達不能となった文書については、当市税事務所に保管していますので、該当者は申し出てください。

なお、当該送達不能となった文書を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により令和 8 年 7 月 16 日に文書の送達があったものとみなされます。

送達を受けるべき者	氏 名 又は 名 称	谷口 礼昭
送達する文書の文書番号	大財あ収第445714号	

公 示 送 達 書

令和 8 年 7 月 9 日

大阪市長 横山 英幸

下記の者にかかる文書は、所要の調査を行いましたが、所在不明のため送達不能となりましたので、地方税法第20条の2の規定に基づき公告します。

当該送達不能となった文書については、当市税事務所に保管していますので、該当者は申し出てください。

なお、当該送達不能となった文書を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により令和 8 年 7 月 16 日に文書の送達があったものとみなされます。

送達を受けるべき者	氏 名 又 は 名 称	姜 鵬
送達する文書の文書番号	大財あ収 第640368号	

公 示 送 達 書

令和 8 年 7 月 9 日

大阪市長 横山 英幸

下記の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、地方税法第20条の2の規定に基づき公告します。

当該送達不能となった文書については、当市税事務所に保管していますので、該当者は申し出てください。

なお、当該送達不能となった文書を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により令和 8 年 7 月 16 日に文書の送達があったものとみなされます。

送達を受けるべき者	氏 名 又 は 名 称	木村 兼一
送達する文書の文書番号	大財あ収 第540198号 大財あ収 第540253号	

公 示 送 達 書

令和 8 年 7 月 9 日

大阪市長 横山 英幸

下記の者にかかる文書は、所要の調査を行いましたが、所在不明のため送達不能となりましたので、地方税法第20条の2の規定に基づき公告します。

当該送達不能となった文書については、当市税事務所に保管していますので、該当者は申し出てください。

なお、当該送達不能となった文書を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により令和 8 年 7 月 16 日に文書の送達があったものとみなされます。

送達を受けるべき者	氏 名 又 は 名 称	古島 辰規
送達する文書の文書番号	大財あ収 第540380号	

公 示 送 達 書

令和 8 年 7 月 9 日

大阪市長 横山 英幸

下記の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、地方税法第20条の2の規定に基づき公告します。

当該送達不能となった文書については、当市税事務所に保管していますので、該当者は申し出てください。

なお、当該送達不能となった文書を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により令和 8 年 7 月 16 日に文書の送達があったものとみなされます。

送達を受けるべき者	氏 名 又 は 名 称	宮岡 章
送達する文書の文書番号	大財あ収 第240112号、大財あ収 第240172号	